

令和6年度第1回八戸市観光振興審議会

～ 資料一覧 ～

1 次 第

2 委員名簿

3 席 図

4 資 料

- ・参考資料1 八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱
- ・参考資料2 附属機関の会議の公開等に関する取扱い
- ・八戸市観光振興審議会の概要について
- ・八戸市の観光に関する現状と課題について

令和6年度第1回八戸市観光振興審議会

日 時：令和6年8月28日（水） 15時00分

場 所：八戸ポータルミュージアム

はっち1階シアター1

次 第

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 市長挨拶
4. 会長及び副会長の選出
5. 審議会の運営について
6. 八戸市観光振興審議会の概要について
7. 審議案件
八戸市の観光に関する現状と課題について
8. その他
各委員からの意見
9. 閉 会

八戸市観光振興審議会 委員名簿（50音順）

令和6年8月28日

	職	氏名	備考
1	委員	あべ としかず 阿部 寿一	一般財団法人VISITはちのへ 専務理事兼事務局長
2	委員	いのうえ あかし 井上 丹	八戸学院大学地域経営学部 地域経営学科 准教授
3	委員	おおや ゆういちろう 大矢 雄一郎	公募
4	委員	かとう ひでたか 河東 英宜	株式会社かまいしDMC 代表取締役
5	委員	さいとう なおき 齋藤 直樹	青森県観光交流推進部 部長（欠席）
6	委員	たかはし けいいち 高橋 啓一	株式会社博報堂 PR局PRプランニング1部長
7	委員	はら のりこ 原 智子	八戸商工会議所中小企業相談所 経営支援2課 課長
8	委員	まちだ なおこ 町田 直子	株式会社ACプロモート 代表取締役
9	委員	まつはし みつゆき 松橋 満幸	八戸ホテル協議会 会長
10	委員	むらやま けいすけ 村山 慶輔	株式会社やまところ 代表取締役
11	委員	よしだ まさき 吉田 正樹	東日本旅客鉄道(株)盛岡支社 八戸統括センター所長
12	委員	わたなべ あつし 渡辺 厚	一般社団法人東北観光推進機構 推進本部長

第1回八戸市観光振興審議会

～ 席図 ～

(50音順)



○議長 (会長)

○副会長

--	--

阿部委員○

井上委員○

--

大矢委員○

河東委員○

--

高橋委員○

原委員○

--

○町田委員

○松橋委員

--

○村山委員

○吉田委員

--

○渡辺委員

--

※齋藤委員は欠席

(傍聴者他)

--

出入口

--	--	--

○	○	○	○	○	○
小	古	工	佐	下	佐
関	川	藤	々	村	々
	G	部	木	次	木
	L	長	副	長	G
			市		L
			長		

--

(報道関係)

八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、附属機関の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画の機会を拡充し、行政の公正、透明性を確保するとともに、簡素で効率的な行政の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより市が設置した機関をいう。

(附属機関の設置)

第3条 附属機関は、執行機関の求めに応じて調停、審査、諮問、調査等を行うなど、市政運営上一定の役割を担う組織とし、法律の定めるところにより設置が義務づけられているものを除き、条例により設置しなければならない。

2 附属機関は、次に掲げる条件のいずれにも該当する場合に限り設置し、安易な設置は厳に抑制するものとする。

- (1) 既に設置されている附属機関と設置目的が類似しない場合、又は所掌事項が重複しない場合
- (2) 他の行政手段で対応することが困難である場合

(委員の選任)

第4条 委員の選任に当たっては、附属機関の設置目的に応じて、市民の幅広い意見及び専門的な意見の反映を図り、更には公正を確保するため、次の事項に留意するものとする。ただし、法令等に定めがある場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 委員数は20名以内とし、必要最小限にする。
- (2) 同一委員の通算在任期間は10年以内とする。
- (3) 委員が他の附属機関の委員を兼務できる数は、3機関までとする。
- (4) 男女構成比率において少ない方の割合は30パーセント以上を目標とする。
- (5) 市職員は委員に選任しないものとする。ただし、団体からの推薦及び属人的な専門知識等に着眼しての選任は、この限りでない。
- (6) 市議会議員は委員に選任しないものとする。ただし、団体からの推薦及び属人的な専門知識等に着眼しての選任は、この限りでない。
- (7) 女性や若者をはじめとし、障がい者等を含む多様な市民の参加に努めることとする。
- (8) 公募による選任を積極的に行い、その構成比率は10パーセント以上を目標とする。ただし、次に掲げる附属機関に該当する場合は、公募による選任を行わないことができる。
 - ア 法令及び条例等の規定に基づき特定の職に就く者等を委員に充てることとされているもの
 - イ 行政処分に係る審議等を行うもの
 - ウ プライバシーの保護、秘密の確保、中立・公平の確保の必要があるもの
 - エ 極めて高度な専門知識又は特殊な資格・免許を必要とするもの
 - オ その他附属機関等の設置目的、所掌事項に照らし、委員の公募が適当でない認められるもの
- (9) 公募による選任の方法については別に定める。

(附属機関の運営)

第5条 附属機関の運営については、活発な議論が行われるよう次の事項に留意し、効果的かつ効率的運営に努めるものとする。

- (1) 会議資料は、開催前に委員に配付するよう努めること。
- (2) 個人のプライバシー又は政策形成過程における情報等に係る審議内容で、公開することにより当該

附属機関の適正な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合を除き、会議を公開すること。
(3) 会議の開催日時、場所、公開の可否等の情報は、報道機関に提供するなどして、事前に市民に周知するよう努めること。

(会議録等の公開)

第6条 会議の結果については、審議経過等が明らかになるよう、会議録等を作成し、会議資料とともに、市民等に対する情報提供に努めるものとする。この場合において、会議録等の作成に当たっては、少数意見についても可能な限り記載するものとする。

(附属機関の見直し)

第7条 既に設置されている附属機関で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止し、又は他の附属機関と統合するものとする。

- (1) 所期の目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢等の変化により、役割及び必要性が低下してきたもの
- (3) 設置目的及び所掌事項が他の附属機関と類似又は重複しているもの
- (4) 活動が著しく不活発なもの
- (5) 形式的な開催で、審議結果の効果が乏しいもの
- (6) 他の行政手段で対応が可能なもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、行政の効率性の確保の見地から廃止又は統合が望ましいもの

(合議)

第8条 各部長は、附属機関を設置若しくは統廃合し、又は委員（補欠の委員を含む。）の選任（改選を含む。）、選任に係る関係団体への候補者推薦依頼、若しくは公募を行う場合、附属機関の主管課長に合議するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 既に設置されている附属機関等に係る第4条の規定は、施行期日以降の最初の改選時期から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第4条第6号及び第7号の改正規定は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第6号及び第7号の改正規定は、当該改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に設置される附属機関等について適用し、施行日前に設置されている附属機関等については各附属機関等の委員の施行日以後の最初の改選時から適用する。

附則

この要綱は、平成16年10月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年7月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附属機関の会議の公開等に関する取扱い

第1 趣旨

この取扱いは、八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱（平成12年4月1日施行）第5条第2号及び第6条の規定に基づく附属機関の会議及び会議録等の公開に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 会議の公開基準

附属機関の会議は、法令等の規定により非公開とされているものを除き、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 八戸市情報公開条例（平成14年八戸市条例第6号。以下「情報公開条例」という。）第7条各号に掲げる情報に該当する事項について審議等を行う場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障の生ずることが予想される場合

第3 会議の公開又は非公開の決定

- (1) 附属機関の会議の公開又は非公開の決定は、第2「会議の公開基準」に基づき、当該附属機関の長が当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 附属機関は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

第4 会議の公開の方法等

- (1) 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。ただし、次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
 - ア 刃物その他危険な物を持っている者
 - イ 酒気を帯びていると認められる者
 - ウ その他会議の秩序を乱すおそれがあると認められる者
- (2) 附属機関の長は、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けなければならない。
- (3) 傍聴希望者数が前号の定員を超えた場合には、原則として、先着順により決定するものとする。
- (4) 附属機関の長は、会議の傍聴者に会議資料を提供するよう努めるものとする。
- (5) 附属機関の長は、会議を公開するに当たっては、当該会議が公正かつ円滑に行われるよう、会場の秩序維持に努めなければならない。

第5 会議の開催の周知

会議を開催するに当たっては、次に掲げる事項を市ホームページに掲載するとともに、本庁、サービスセンター、公民館等への掲示又は配架、報道機関への情報提供等により、その周知に努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要がある等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 議題
- (4) 公開・非公開の別（非公開のときはその理由）
- (5) 定員
- (6) 傍聴の受付方法
- (7) 問合せ先
- (8) その他

第6 会議録の作成及び公開

- (1) 附属機関の会議録は、会議の公開・非公開に関わらず、速やかに作成するものとする。
- (2) 公開した会議に係る会議録及び会議資料は、会議において公開しないこととした情報を除き、市ホームページへの掲載及び情報公開コーナーでの閲覧の方法により、一般の利用に供するものとし、非公開の会議に係るものについては、可能な限り公開に努めるものとする。
- (3) 前号の規定による会議録等の公開は、当該公開の日から少なくとも2年間これを行うものとする。

第7 その他

この取扱いの運用に当たって必要な事項は、市長が別に定める。

附

この取扱いは、平成20年4月1日から実施する。ただし、第6の規定は、平成21年4月1日から実施する。

附

この取扱いは、平成25年4月1日から実施する。

八戸市観光振興審議会の概要について

1 目的

八戸市の観光を取り巻く様々な課題や環境の変化に対し、当市並びに官民連携による各種観光施策における基本的な取組方針を定め、観光による総合的・戦略的な地域振興を推進するための計画である八戸市観光振興プランの策定とプラン策定後の事業進捗等を調査審議することを目的とする。

2 審議内容

- (1) 八戸市観光振興プランについて重要な事項の調査審議に関すること。
- (2) 観光振興施策に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。

3 委員構成

学識経験者、知識経験のある者、観光団体関係者、公募に応じた者等
合計 15 人程度

4 審議会の開催予定等

- (1) 委嘱期間 委嘱の日から 2 年
- (2) 開催回数 令和 6 年度は年 4 回、令和 7 年度以降は原則として年 1 回

5 令和 6 年度の今後の予定

- ・ 8 月 委嘱状交付、八戸市の課題・現状整理
- ・ 10 月 意見の整理・検討、基本方針、目標値等、目指すべき姿
- ・ 12 月 意見の整理・検討、観光基本計画素案
- ・ 2 月 とりまとめ、観光基本計画素案

八戸市観光振興審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第6号）第3条の規定に基づき、八戸市観光振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、八戸市観光振興プランについて重要な事項の調査審議をするとともに、観光振興施策に関し必要な事項について調査及び検討をし、市長に対して意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 知識経験のある者
- (3) 観光団体関係者
- (4) 公募に応じた者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき審議会の会長の職務は、市長が行う。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 審議会に、八戸市観光振興プランの実施状況に関し専門的な調査等をするため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、審議会の会長が指名した委員（次条第1項の規定により臨時委員が置かれた場合にあつては、当該臨時委員を含む。）で構成する。
- 3 専門部会に、部会長及び副部会長各1人を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、当該専門部会に属する委員の互選によって定める。
- 5 部会長は、専門部会の会務を掌理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 前条（第1項ただし書を除く。）の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるは「部会長」と読み替えるものとする。

(臨時委員)

第7条 審議会又は専門部会は、専門の事項を調査審議させるため、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、第3条第2項各号（第4号を除く。）に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、当該専門の事項に関する調査及び審議が終了するまでとする。

(資料の提出の要求等)

第8条 審議会又は専門部会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、観光課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会及び専門部会の組織及び運営等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。



八戸市の観光に関する 現状と課題





観光課	VISITはちのへ
【企画G業務】 <ul style="list-style-type: none">○VISITはちのへ補助業務（業務補助・予算等）○8baseに関する業務○自治体連携業務	【観光課からの移管業務】 <ul style="list-style-type: none">○観光誘客○物産振興
【施設G業務】 <ul style="list-style-type: none">○観光関連施設管理業務○山車制作展示施設・広場整備等	【旧団体からの業務】 <ul style="list-style-type: none">○八戸三社大祭にかかる業務○八戸えんぶりにかかる業務○物産振興にかかる業務
	【新たな業務】 <ul style="list-style-type: none">○DMO経営戦略マーケティング推進事業○インバウンド事業○デジタルマーケティング事業



○主なハード事業

	事業名	内容
1	観光施設管理運営事業	<ul style="list-style-type: none">・種差海岸観光施設(休憩所、物産販売施設等)の維持管理。・種差海岸インフォメーションセンター運営協議会との連携。
2	観光地施設整備事業	<ul style="list-style-type: none">・地元団体等に業務委託し、既存の遊歩道やトイレの維持管理を実施。・ゴミ収集運搬処理の実施。・観光地施設及び遊歩道等の修繕、改修の実施。
3	観光案内所運営事業	<ul style="list-style-type: none">・はちのへ観光案内所の運営。
4	旧柏崎小学校跡地広場整備事業	<ul style="list-style-type: none">・旧柏崎小学校跡地への山車制作場所及び広場の整備。
5	水産科学館管理運営事業	<ul style="list-style-type: none">・水産科学館の管理・運営(指定管理)。・水産科学館の修繕、改修の実施。
6	八戸都市圏交流プラザ運営事業	<ul style="list-style-type: none">・八戸都市圏交流プラザ「8base(エイトベース)」の管理運営。・八戸圏域ファンの創出・拡大を図るための交流事業の実施。・各種媒体の活用や八戸圏域の食材を活用した食事の提供、地場製品の販売による八戸圏域の魅力のPR。

観光課の業務について



○主なソフト事業

	事業名	内容
1	種差海岸PR促進事業	<ul style="list-style-type: none">・ イベント開催を通じて誘客の促進。・ 三陸復興国立公園協会との連携。・ みちのく潮風トレイル関係自治体協議会との連携。
2	三陸ジオパーク推進事業	<ul style="list-style-type: none">・ 三陸ジオパーク推進協議会との連携及び活動への参画。・ ガイド向け研修会を開催。
3	八戸市観光振興プラン策定事業	<ul style="list-style-type: none">・ 当市の観光の振興に関する事項について、調査・審議する八戸市観光振興審議会を設置し、審議会においてプランの策定等を行う。
4	八戸えんぶりPR事業	<ul style="list-style-type: none">・ イベント等における八戸えんぶりのPR。
5	八戸三社大祭PR事業	<ul style="list-style-type: none">・ イベント等において山車の展示・運行を行う。・ 「八戸三社大祭魅力発信コーナー」等において、通年で八戸三社大祭の魅力を発信する。・ 「山・鉾・屋台行事観光推進ネットワーク」へ参画し、ユネスコ無形文化遺産に登録された行事が所在する市町と連携したPR。
6	青函圏観光都市連携事業	<ul style="list-style-type: none">・ 八戸市、青森市、弘前市、函館市の4市が連携して、各種プロモーションの実施。
7	はちとま観光PR事業	<ul style="list-style-type: none">・ 苫小牧市との連携による観光PRの実施。



○主な補助金交付事業

	事業名	内容
1	V I S I Tはちのへ 活動支援事業	・八戸圏域版DMO「V I S I Tはちのへ」が取り組む各種事業に対する補助。
2	種差海岸遊覧バス・日 曜朝市循環バス運行事 業	・JR鮫駅とJR種差海岸駅間を遊覧する種差海岸遊覧バス（うみねこ号）と、中心街と館鼻岸壁朝市を循環する日曜朝市循環バス（いさば号）の運行に対する補助。
3	物産販売促進事業	・地場産品を活用した料理・食文化普及活動や食に関するイベントの開催に対する補助。

八戸市内延べ宿泊者数



■八戸市内延べ宿泊者数／月別宿泊者数

(単位:人泊)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和5年度	66,437	69,887	73,351	75,661	88,096	73,633	75,961	67,857	63,851	55,379	55,924	60,086	826,123
令和元年度	73,068	77,189	73,900	73,634	88,062	72,554	76,138	71,328	64,146	59,467	53,425	43,528	826,439



※VISITはちのへ調べに基づき作成

○現状

- ・令和5年度の宿泊者数は826,123人となっており、コロナ禍前の令和元年度(826,439人)とほぼ同等の水準に回復。
- ・令和5年度の宿泊者数の多い月は8月の88,096人、少ない月は1月の55,379人で、32,717人減少(減少率37.1%)している。

○課題

- ・閑散期である1月～3月の冬季の需要拡大。

八戸市入込客数（観光地点・施設別）



観光地点名	令和5年	令和元年	地点別順位 ※10位まで
不習岳	40,005	32,130	
八戸市博物館	17,797	19,863	
八戸市美術館	204,842	0	6位
八戸市児童科学館	28,363	106,687	
史跡根城の広場	23,279	23,361	
八戸市水産科学館	59,040	66,079	
こどもの国	768,894	863,990	2位
八戸市植物園	39,598	53,528	
種差少年自然の家	20,037	14,919	
白浜海水浴場	16,600	36,380	
蕪島海水浴場	24,864	36,715	
カッコーの森エコーランド	22,653	25,717	
グレットタワーみなと	48,956	57,807	
八戸地域地場産業振興センター	153,088	111,489	7位
八食センター	2,356,160	2,497,804	1位
ヤッサイなんごう	136,273	176,539	8位
館鼻岸壁朝市	620,860	768,000	3位
森の直売所	30,663	30,756	
八戸ポータルミュージアム「はっち」	616,803	848,264	4位
蕪島	73,353	87,538	
山の楽校	28,301	76,512	
八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館	31,562	29,209	
種差海岸インフォメーションセンター	97,205	95,718	9位
八戸市みなと体験学習館	32,884	26,076	
蕪島物産販売施設	219,849	-	5位
八戸屋台村みろく横丁	-	206,800	-
陸奥湊駅前朝市	-	340,000	-
上計	5,711,929	6,631,881	

○現状

・八戸の入込客数で最も多いのは八食センターで全体の約4割を占めている。(令和5年)

2位:こどもの国

3位:館鼻岸壁朝市

4位:八戸ポータルミュージアムはっち

5位:蕪島物産販売施設

6位:八戸市美術館

○課題

・八食センター、はっち、館鼻岸壁朝市はほぼ通年を通じて集客が見込めるため、これらの施設を中心とした回遊性を高める取組みの検討。

※青森県観光入込客統計に基づき作成

八戸市入込客数（行事別）



行催事・イベント名	令和5年	令和元年	イベント別順位 ※5位まで
八戸えんぶり	296,000	306,000	2位
蕪嶋まつり	35,500	73,000	5位
八戸公園春まつり	140,631	442,975	4位
種差海岸観光まつり	8,000	8,000	
七夕まつり	253,000	430,000	3位
八戸花火大会	6,000	90,000	
八戸三社大祭	1,416,000	1,452,800	1位
史跡根城まつり	1,103	2,001	
はちのへ菊まつり	5,100	24,904	
島守春まつり	1,058	44,000	
南郷新そばまつり	4,612	8,215	
計	2,167,004	2,881,895	

※青森県観光入込客統計に基づき作成

○現状

・八戸を代表する夏祭りである八戸三社大祭の令和5年度の入込客数が1,416,000人と最も多く、次いで八戸えんぶり296,000人、七夕まつり253,000人となっている。

○課題

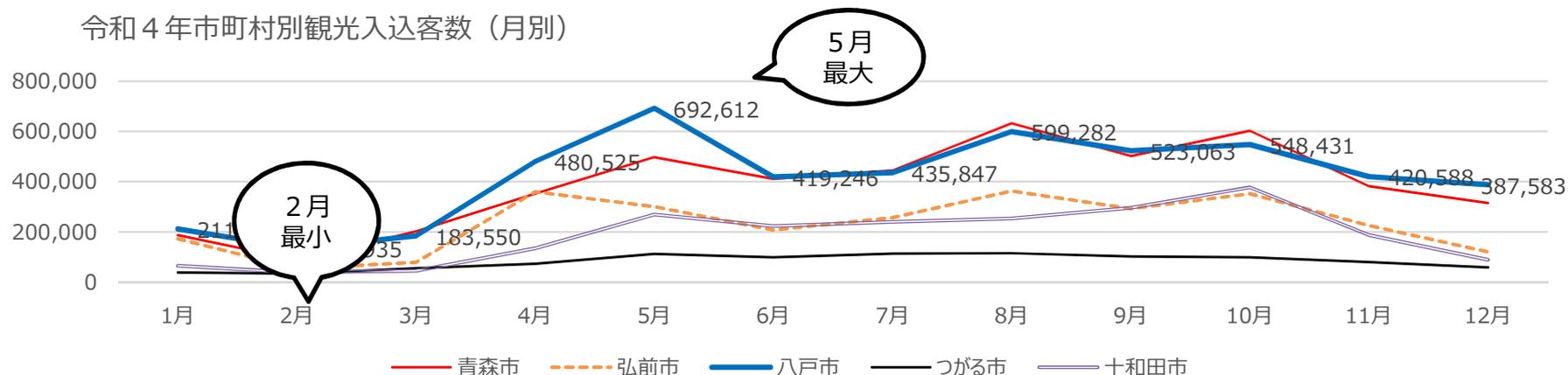
・八戸三社大祭以外の行催事・イベントの認知度向上。

青森県観光入込客統計（令和4年）



市町村	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
青森市	186,953	88,372	201,209	351,670	496,912	411,498	444,422	632,763	502,118	602,421	382,098	315,104	4,615,540
弘前市	172,006	53,855	78,488	359,700	300,152	207,725	256,386	362,573	292,677	351,739	224,998	120,364	2,780,663
八戸市	211,728	133,935	183,550	480,525	692,612	419,246	435,847	599,282	523,063	548,431	420,588	387,583	5,036,390
つがる市	38,178	33,697	54,825	73,235	112,473	99,062	112,791	115,104	102,521	98,767	79,033	58,383	978,069
十和田市	64,831	37,936	44,286	134,180	268,825	223,217	240,188	253,292	295,380	377,467	187,666	89,079	2,216,347
合計	1,319,800	913,457	1,165,949	2,218,372	3,062,618	2,339,808	2,667,960	3,273,178	2,868,891	3,159,649	2,177,848	1,634,784	26,802,314

令和4年市町村別観光入込客数（月別）



※青森県観光入込客統計に基づき作成

○現状（県の統計から見た八戸市の現状）

- ・令和4年度の観光入込客数は県内の市町村の中では最も多い。
- ・5月の入込客数が最も多く692,612人で、2月が最も少なく133,935人となっており、558,677人減少（減少率80.7%）となっている。

○課題（県の統計から見た八戸市の課題）

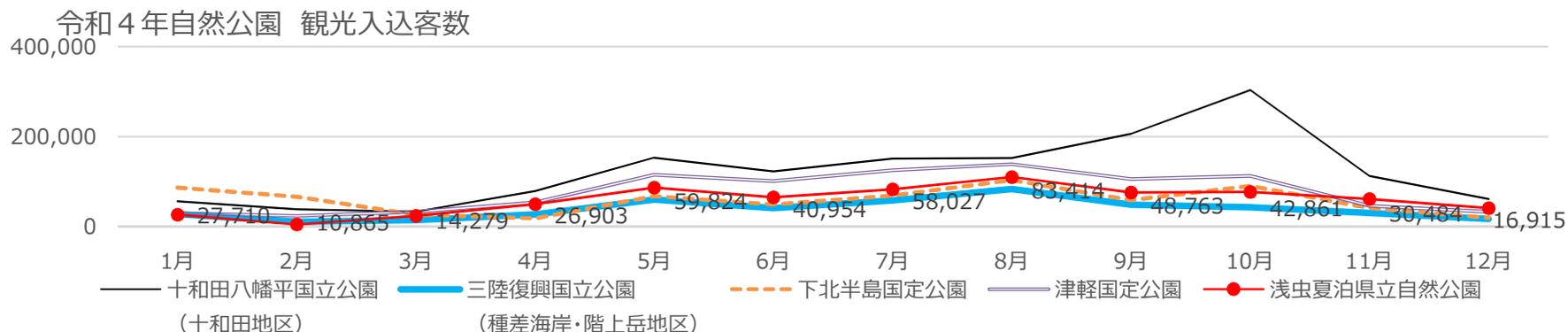
- ・閑散期である1月～3月の冬季の需要拡大。

青森県自然公園観光地点の入込客数（令和4年）



参考: 令和4年青森県観光入込客統計>10 自然公園内観光地点の観光入込客数(月別)

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
十和田八幡平国立公園 (十和田地区)	55,994	38,330	33,112	79,152	152,980	122,863	151,167	152,744	206,218	303,457	112,772	61,246	1,470,035
三陸復興国立公園 (種差海岸・階上岳地区)	27,710	10,865	14,279	26,903	59,824	40,954	58,027	83,414	48,763	42,861	30,484	16,915	460,999
下北半島国立公園	86,590	66,450	26,585	18,267	67,998	49,642	68,697	103,322	58,752	90,629	41,000	19,720	697,652
津軽国立公園	29,631	23,830	33,092	53,783	114,965	101,522	125,572	138,930	105,638	112,334	46,020	33,103	918,420
浅虫夏泊県立自然公園	26,280	4,836	24,271	50,087	86,559	65,423	82,563	110,267	75,861	76,898	61,212	40,989	705,246
合計	368,888	178,785	161,035	298,292	579,907	448,690	563,157	708,013	578,046	722,911	347,612	214,115	5,169,451



※青森県観光入込客統計に基づき作成

○現状(県の統計から見た八戸市の現状)

- ・三陸復興国立公園(種差・階上)の入込客数は460,999人となっており、県内の自然公園の入込客数の中では、5番目となっている。
- ・入込客数が最も多いのは十和田八幡平国立公園の1,470,035人でその中でも、10月の入込客数が303,457人でダントツで多い。

○課題(県の統計から見た八戸市の課題)

- ・十和田八幡平と三陸復興国立公園の入込客数は約3倍のひらきがあり、認知度を高める取組が必要。

はちのへエリア観光アンケート集計レポート



はちのへエリア観光アンケート集計レポート		宿泊客		日帰り客	
項目		R05	R04	R05	R04
平均旅行消費額（1人あたり）		¥26,442	¥24,782	¥5,214	¥5,527
内訳	お土産費	¥4,989	¥5,138	¥2,030	¥2,286
	飲食費	¥8,185	¥7,697	¥1,970	¥1,994
	交通費	¥2,080	¥2,179	¥852	¥984
	宿泊費	¥10,487	¥9,172	-	-
	施設入場料や体験料、その他	¥701	¥596	¥361	¥263
来訪者満足度（大変満足率）		38.0%	33.8%	27.9%	27.0%
満足率（大変満足率+満足率）		88.2%	87.2%	86.6%	81.9%
リピーター率		70.6%	70.3%	77.4%	68.1%
平均宿泊数		1.67	1.7	1.7	1.67
有料宿泊者1人1泊あたり宿泊費		¥7,708	¥6,059	-	-

○現状

- ・令和4年度と比較し、令和5年度の宿泊客の平均旅行消費額が上がっているが、飲食費と宿泊費の増に伴うもの。
- ・宿泊者は約7割がリピーターで占めている。
- ・平均宿泊数は約1.7

○課題

- ・旅行消費額やリピーター率などの向上。

※VISITはちのへ「エリア観光アンケート」に基づき作成

2023年度八戸圏域_認知浸透度調査



Q:八戸市と周辺の観光スポット又はグルメについて、名前を聞いたことがあるものをすべて選んでお答えください。

調査地域別	蕪島・蕪嶋神社	種差海岸・種差天然芝生地	史跡根城の広場	是川縄文館	みろく横丁・八戸横丁	館鼻朝市岸壁	八戸市魚菜小売市場・陸奥湊駅前朝市	八戸三社大祭	八戸えんぶり	八戸ポータルミュージアムはっち	八戸市美術館	八戸酒造(酒蔵見学)	八戸せんべい汁	八戸ブイヤベース	八食センター
関東圏 (回答件数321)	9.3%	5.9%	4.0%	2.5%	5.0%	2.8%	4.4%	9.3%	4.4%	2.8%	4.0%	4.7%	44.5%	2.5%	10.0%
関西圏 (回答件数324)	2.5%	2.2%	1.2%	1.5%	2.5%	1.2%	2.5%	3.1%	1.9%	1.9%	1.5%	1.2%	35.8%	0.6%	3.1%
岩手県 (回答件数237)	41.8%	31.6%	6.3%	4.6%	21.1%	13.9%	16.5%	29.5%	16.9%	9.3%	7.6%	7.6%	67.1%	5.1%	76.8%
秋田県 (回答件数236)	19.9%	11.0%	3.8%	2.1%	10.6%	6.4%	13.6%	10.6%	5.5%	4.2%	4.2%	6.4%	63.1%	3.8%	44.9%
宮城県 (回答件数235)	17.4%	10.6%	2.6%	2.6%	12.3%	9.4%	7.7%	15.3%	11.5%	6.4%	6.8%	6.4%	62.1%	2.1%	29.8%

※色付きは20%以上

※VISITはちのへ「認知度浸透調査」に基づき作成

○現状

- ・せんべい汁は関東や関西でも30%以上の認知度がある。
- ・東北地域では、八食センターが一定の認知度があるものの、その他の観光スポットやグルメでは岩手県以外の認知度が低い。

○課題

- ・関東圏や関西圏では、せんべい汁以外の認知度は非常に低い。

八戸圏域外国人宿泊者数



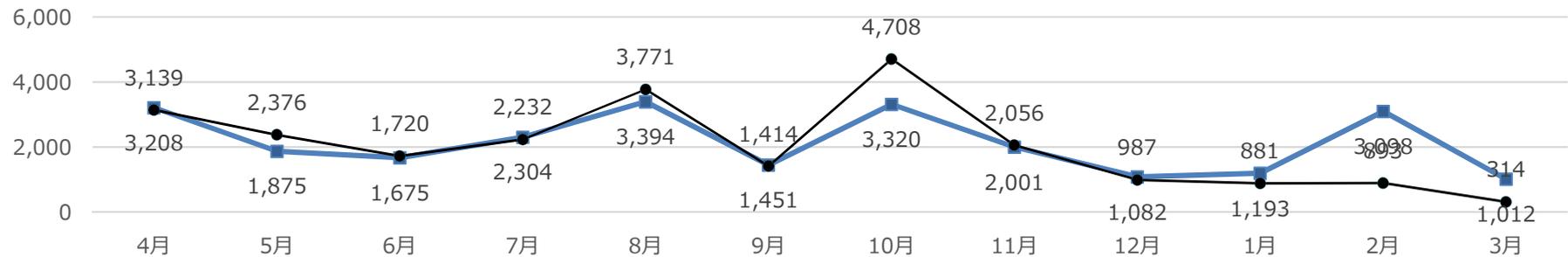
■八戸圏域外国人宿泊者数月別宿泊者数

(単位:人泊)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和5年度	3,208	1,875	1,675	2,304	3,394	1,451	3,320	2,001	1,082	1,193	3,098	1,012	25,613
令和元年度	3,139	2,376	1,720	2,232	3,771	1,414	4,708	2,056	987	881	893	314	24,491

八戸圏域外国人宿泊者数月別

■ 2023年度 ● 2019年度



※ VISITはちのへ調べに基づき作成

○現状

- ・令和5年度のインバウンドの宿泊者数は25,613人となっており、コロナ禍前の水準を上回っている。
- ・宿泊者数全体に占めるインバウンドの割合は約3%となっている。
- ・4月、8月、10月の宿泊者数が多い。
- ・令和5年度の2月は、YSアリーナにおいて、スピードスケートの世界大会があり、例年の3倍程度になっている。

○課題

- ・青森県全体のインバウンドの宿泊者数に占めるインバウンドの宿泊者数は約6%であり、県と比べると八戸市のインバウンド宿泊者数の割合が低い。

八戸圏域外国人宿泊者数（国別）



■国別宿泊者数(年度別の比較)※令和5年度宿泊者数が多い順に表示

(単位:人泊)

年度	アメリカ	台湾	中国	韓国	香港	シンガポール	フィリピン	カナダ	タイ	オーストラリア	その他	合計
令和5年度	4,671	4,058	3,112	1,865	1,487	827	658	585	523	512	7,315	25,613
令和元年度	2,638	7,781	3,770	1,554	1,831	564	118	903	659	843	3,830	24,491

※VISITはちのへ調べに基づき作成

○現状

- ・令和5年度の国別宿泊者数が多い順に①アメリカ、②台湾、③中国、④韓国、⑤香港、となっており上位五か国で全体の約6割を占めている。
- ・令和元年度と令和5年度を比べると台湾の割合が減少し、アメリカの割合が増加している。
- ・令和5年度のアメリカの宿泊者数の割合が約18%となっているが、青森県の同国の割合が7%前後であるため、同国の割合が高いのが八戸の特徴となっている。

○課題

- ・台湾の宿泊者数が令和元年度比約52%となっており、コロナ禍前の状況に戻っていない。

訪日外国人の都道府県別訪問割合等

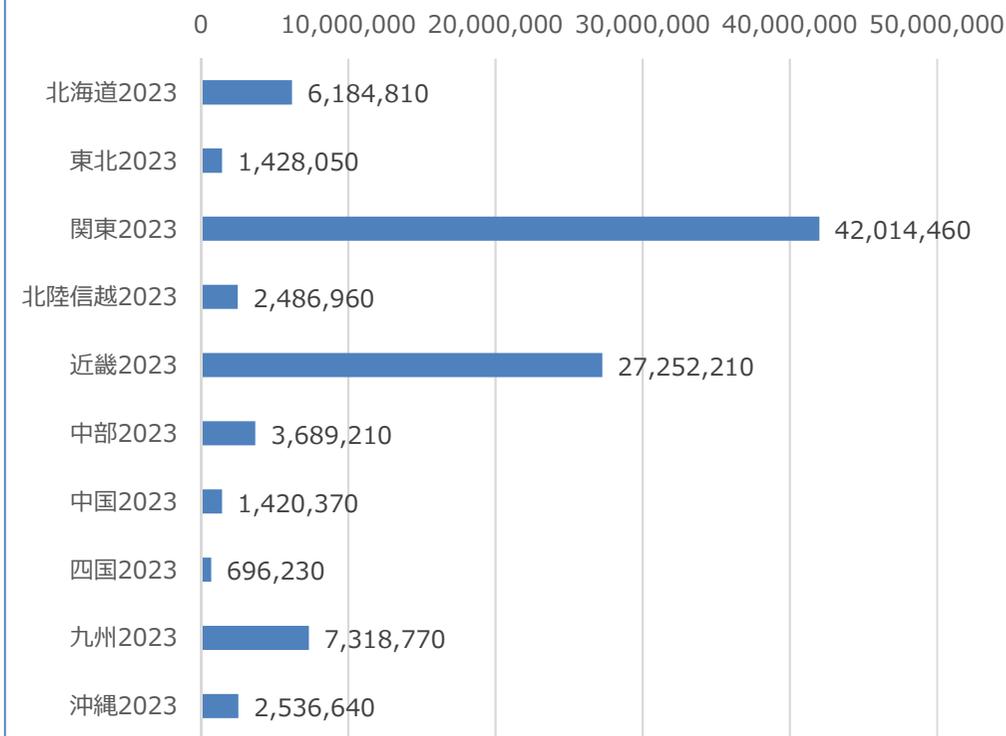


2023年訪日外国人の都道府県別訪問率ランキング
 (参考: 日本政府観光局 日本の観光統計データ)

順位	都道府県	訪問割合(%)
1	東京	52.9
2	大阪	39.6
3	千葉	37.5
4	京都	29.8
5	福岡県	12.2
6	神奈川県	9.1
7	奈良県	7.8
8	山梨県	6.4
9	北海道	6.1
10	兵庫県	5.9
11	愛知県	5.8
12	大分県	4.4
13	広島県	4.3
14	沖縄県	3.9
15	岐阜県	2.9
16	静岡県	2.7
17	長野県	2.6
18	熊本県	2.3
19	石川県	2.2
20	宮城県	1.4
21	栃木県	1.4
22	和歌山県	1.4
23	長崎県	1.2
24	埼玉県	1.1

順位	都道府県	訪問割合(%)
25	岡山県	1.0
26	富山県	1.0
27	青森県	1.0
28	香川県	0.9
29	三重県	0.8
30	滋賀県	0.7
31	鹿児島県	0.7
32	茨城県	0.6
33	佐賀県	0.6
34	山口県	0.6
35	群馬県	0.6
36	岩手県	0.5
37	山形県	0.5
38	福島県	0.5
39	新潟県	0.5
40	秋田県	0.4
41	宮崎県	0.4
42	愛媛県	0.4
43	高知県	0.3
44	鳥取県	0.3
45	徳島県	0.2
46	福井県	0.2
47	島根県	0.2

地方ブロック別外国人延べ宿泊者数



〇県の現状

・日本に来訪したインバウンドのうち青森県を訪問する割合はわずか1%。

※ 日本政府観光局の資料に基づき作成

外国人移動相関分析



■ 青森県への滞在直前に滞在した地域

順位	直前滞在地域	人数
1	青森県	27,365
2	東京都	25,338
3	岩手県	22,934
4	宮城県	22,593
5	北海道	22,146
6	秋田県	21,353
7	山形県	4,205
8	福島県	2,486
9	大阪府	2,092
10	京都府	1,942
11位以下省略		
	全体人数	163,941

■ 青森県への滞在直後に滞在した地域

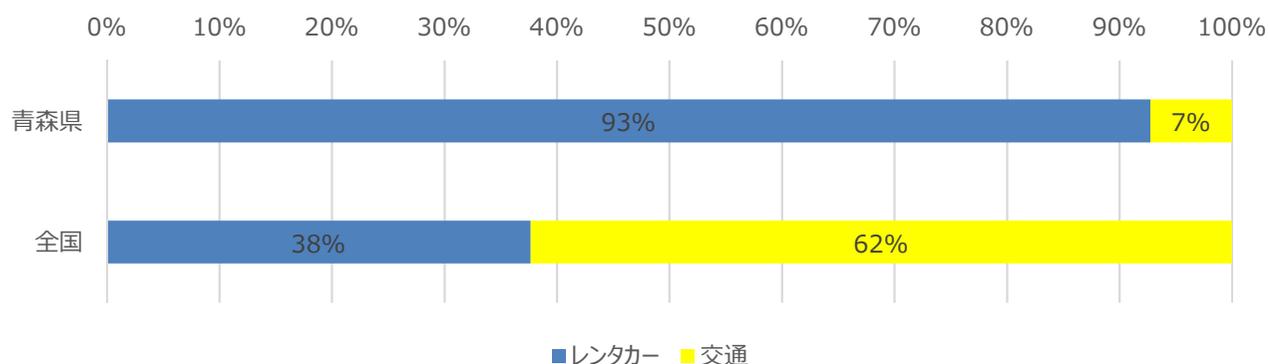
順位	直後滞在地域	人数
1	秋田県	31,051
2	青森県	27,365
3	岩手県	26,975
4	東京都	25,990
5	北海道	25,912
6	宮城県	25,471
7	山形県	6,533
8	千葉県	3,286
9	福島県	2,503
10	栃木県	2,398
11位以下省略		
	全体人数	194,042

○現状

・青森県への滞在直前に滞在した地域は、東京都、岩手県、宮城県、北海道、秋田県が多く、上位6県で80%以上を占める。

・青森県に来訪した外国人の交通に関する消費額は全国と比べてレンタカーに関する支出の割合が多い。

外国人部門別消費額（交通）の構成割合



※RESASの資料に基づき作成

入国空港、出国空港内訳



青森県を訪問する外国人が出入国している空港(2019年)

■入国空港		
順位	空港名	人数
1	成田国際空港	88,316
2	仙台空港	39,287
3	東京国際空港(羽田空港)	39,275
4	青森空港	38,230
5	新千歳空港	10,063
6	関西国際空港	9,684
7	花巻空港	6,553
8	その他	6,489
9	函館空港	5,207
10	中部国際空港	1,843
11位以下省略		
全体人数		246,346

■出国空港		
順位	空港名	人数
1	成田国際空港	90,801
2	仙台空港	51,904
3	東京国際空港(羽田空港)	43,014
4	青森空港	32,033
5	関西国際空港	9,270
6	新千歳空港	6,413
7	函館空港	5,102
8	花巻空港	3,208
9	中部国際空港	1,841
10	福岡空港	1,236
11位以下省略		
全体人数		246,346

※RESASの資料に基づき作成

○現状

・成田国際空港が1番多く、仙台空港、東京国際空港、青森空港と続き、上位4つで全体の80%を超える。



- 1 八戸市美術館（令和3年11月オープン）
 - ・青森県内の5つの美術館・（青森県立美術館、青森公立大学 国際芸術センター青森、弘前れんが倉庫美術館、八戸市美術館、十和田市現代美術館）で連携したアートフェスティバルの実施
- 2 八戸市長根屋内スケート場（令和元年9月オープン）
 - ・スピードスケート国際大会の開催
 - ・合宿者の増
- 3 「三陸復興国立公園」、「みちのく潮風トレイル」、「三陸ジオパーク」
 - ・イギリスの「タイムズ」紙の「日本の訪れるべき14の場所」に選ばれる
 - ・アメリカのウォール・ストリート・ジャーナル（WSJ）に取り上げられる



八戸市マスコットキャラクター『いかずきんズ』